

下水道使用料について

新居浜市上下水道事業運営審議会（第4回）資料



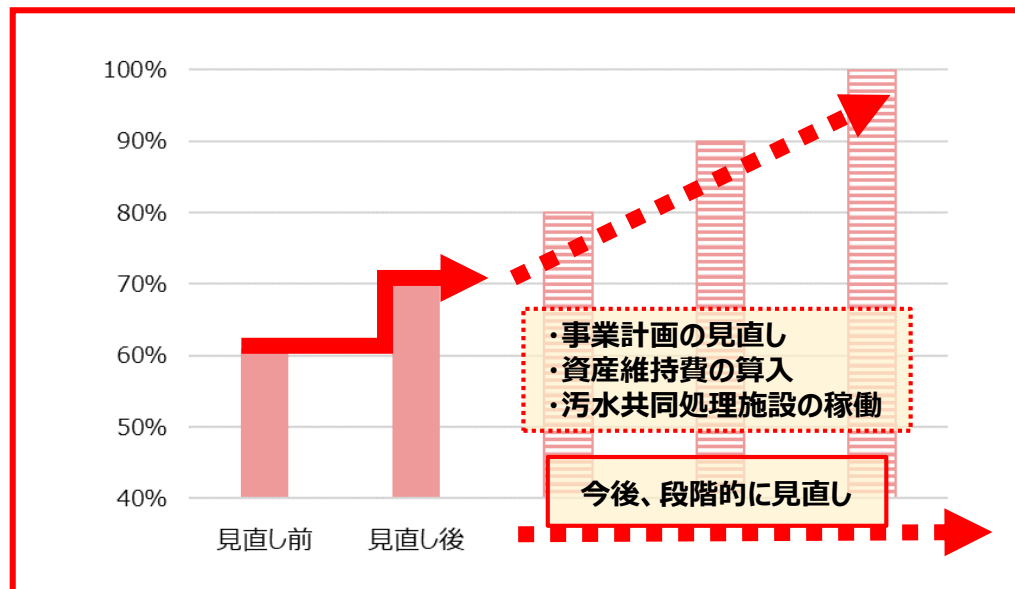
令和3年11月16日

新居浜市上下水道局企業経営課

1. 第3回審議会における使用料の見直し案について

費用（令和4～7年度）金額：千円			収益（令和4～7年度）金額：千円			財政計画（令和4～7年度）		
費用	維持管理費	2,183,241	7,211,198	5,249,824	5,207,004 下水道使用料	収益	維持管理費算入率	100.0%
	資本費	5,027,957		42,820 雑収益等	不足額		資本費算入率	61.0%
				1,961,374				

資本費算入率	現行	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%
年平均収入不足額	490,344 (54.3円)	439,946 (48.7円)	377,097 (41.8円)	314,247 (34.8円)	251,398 (27.9円)	188,548 (20.9円)	125,699 (13.9円)	62,849 (7.0円)	0 (0.0円)
年平均収入増加額（千円）	—	50,397	113,246	176,096	238,945	301,795	364,644	427,494	490,343
使用料単価(円/m ³)	144.2円	149.8円	156.8円	163.8円	170.7円	177.7円	184.6円	191.6円	198.6円
改定率	—	3.9%	8.7%	13.5%	18.4%	23.2%	28.0%	32.8%	37.7%
20m ³ 当たり増加額（一カ月）	—	約100円	約200円	約300円	約400円	約500円	約600円	約700円	約800円



今後の事業計画の見直し状況によっては資本費が変動するなど、現時点では不確定要素はありますが、**国が求める最低限の経営努力である使用料単価150円/m³を越えた上で**、計画期間の資本費算入率の見込が61.0%であることから、過去の改定状況を参考に、まずは**資本費算入率が70%超過する使用料単価まで引き上げ**、その後、段階的に使用料の見直しを行うことで使用料の適正化に取り組んでいきたい。

2. 使用料改定の概要について

【改定額】 1m³あたり156.8円（現行144.2円/m³から12.6円/m³の増額改定）

【平均改定率】 +8.7%

【資本費算入率】 70%（財政計画期間（令和4～7年度）平均）

4年に1度、定期的な検証を行い、段階的に使用料の見直しを実施

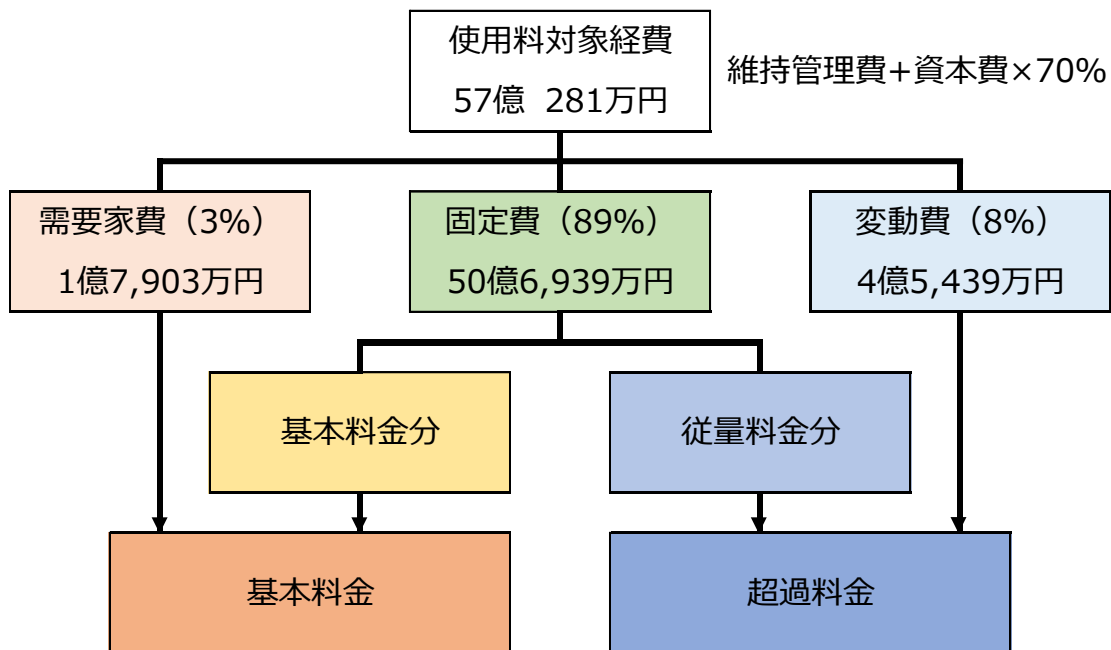
水量別の使用状況について

	件数	水量 (万m ³)	金額 (万円)
基本料金 (10m ³ まで)	163,743 (36.0%) ↑ 年々 増加	93 (10.2%) ↑ 年々 増加	15,470 (11.7%) ↑ 年々 増加
11～20m ³	157,790 (34.6%) ↑ 年々 増加	245 (26.9%) ↑ 年々 増加	26,249 (19.9%) ↑ 年々 増加
21～50m ³	124,485 (27.3%) ↑ 年々 増加	354 (38.9%) ↑ 年々 増加	46,488 (35.3%) ↑ 年々 増加
51～100m ³	5,710 (1.3%) ↓ 年々 減少	37 (4.1%) ↓ 年々 減少	6,000 (4.6%) ↓ 年々 減少
101m ³ ～	3,683 (0.8%) ↓ 年々 減少	181 (19.9%) ↓ 年々 減少	37,495 (28.5%) ↓ 年々 減少
計	455,411 ↑ 年々 増加	910 ↑ 年々 増加	131,702 ↑ 年々 増加

件数、水量、金額の合計数は年々、増加していますが、**51m³以上については、節水機器の普及等に伴い件数、水量、金額ともに減少**しています。大口使用者である101m³以上の使用については、減少幅が大きく、新規整備による普及率の向上に伴う収入の増加分を減少させています。

※51m³以上、H24対比：水量
▲16万m³（▲6.8%）

3. 汚水処理経費について



汚水処理経費における施設の維持管理費や減価償却費などの使用の増減によらない**固定的な経費となる需要家費及び固定費は全体の92%**を占め、薬品費や動力費等の使用の増減に比例する変動費は8%となっています。固定的な経費を基本料金で回収することができれば、経営は安定しますが、固定費を全額基本料金に転嫁すると基本料金が高額となるため、固定費を基本料金と超過料金に分けて使用料に算入しています。

需要家費	使用の増減に関わらず需要家（使用者）の存在により発生する固定的費用	検針、徴収関係経費等
固定費	使用の増減に関わらず、施設を適正に維持していくために固定的に必要となる費用	施設維持管理費の大部分、減価償却費、支払利息等
変動費	おおむね使用の増減に比例する費用	薬品費、動力費等

◆基本料金の改定

基本料金は使用水量に関わらず接続戸数により算定される**固定的な収入**であり、固定費が大半を占める汚水処理経費において、**経営の安定化を図るためには使用水量の増減に影響されない基本料金の比率を高める必要**があります。ただし、改定額は全使用者に等しい額となるため、大幅な増額改定は、少量使用者の負担が大きくなります。

◆超過料金の改定

現在の使用料体系は使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制を採用しています。1 m³あたりの最低使用料単価と最高使用料単価の倍率を逡増度といい、現行料金では2.26（10m³:95円/m³、101m³～:215円/m³）となっています。**大口使用の減少が続くと、逡増度が高いほど、経営に与える影響が大きくなります。**

料金表の検討について

		現行使用料	
		基本料金	950
①	基本料金・超過料金ともに改定率に基づく改定（端数調整あり）	一定の割合で改定	
②	基本料金のみ改定	基本料金の割合を重視	
③	超過料金のみ改定	少量使用者への配慮	
④	基本料金を一定額確保し、残りを超過料金で改定	①と②のバランスを重視	
		超過料金（1 m ³ ）	
		11～20m ³	130
		21～50m ³	175
		51～100m ³	200
		101m ³ 以上	215

5. 料金表案の比較について

() 上段は現行料金との増減額、下段は改定率

		現行使用料	①一定割合	②基本料金のみ改定	③基本料金据え置き	④基本料金確保
基本水量		10m ³	10m ³	10m ³	10m ³	10m ³
基本料金 (0~10m ³)		950	1,050 (+100) (10.5%)	1,200 (+250) (26.3%)	950 (+0) (0.0%)	1,100 (+150) (15.8%)
超過料金 (1m ³)	11~20m ³	130	140 (+10) (7.7%)	130 (+0) (0.0%)	150 (+20) (15.4%)	140 (+10) (7.7%)
	21~50m ³	175	190 (+15) (8.6%)	175 (+0) (0.0%)	200 (+25) (14.3%)	185 (+10) (5.7%)
	51~100m ³	200	220 (+20) (10.0%)	200 (+0) (0.0%)	220 (+20) (10.0%)	210 (+10) (5.0%)
	101m ³ 以上	215	230 (+15) (7.0%)	215 (+0) (0.0%)	240 (+25) (11.6%)	220 (+5) (2.3%)
使用料単価		144.2円/m ³	156.8円/m ³	157.1円/m ³	157.0円/m ³	156.8円/m ³
資本費算入率		61.0%	70.0%	70.2%	70.2%	70.0%
改定率			8.7%	8.9%	8.9%	8.7%
基本料金の割合		33.9%	34.4%	39.3%	31.1%	36.1%
逡増度		2.26	2.19	1.79	2.53	2.00

赤太字は最高値、黒太字が最低値

6. 使用水量別使用料について

() 上段は現行使用料との増減額、下段は改定率

3
5
人
世
帯

多
量
使
用
帯

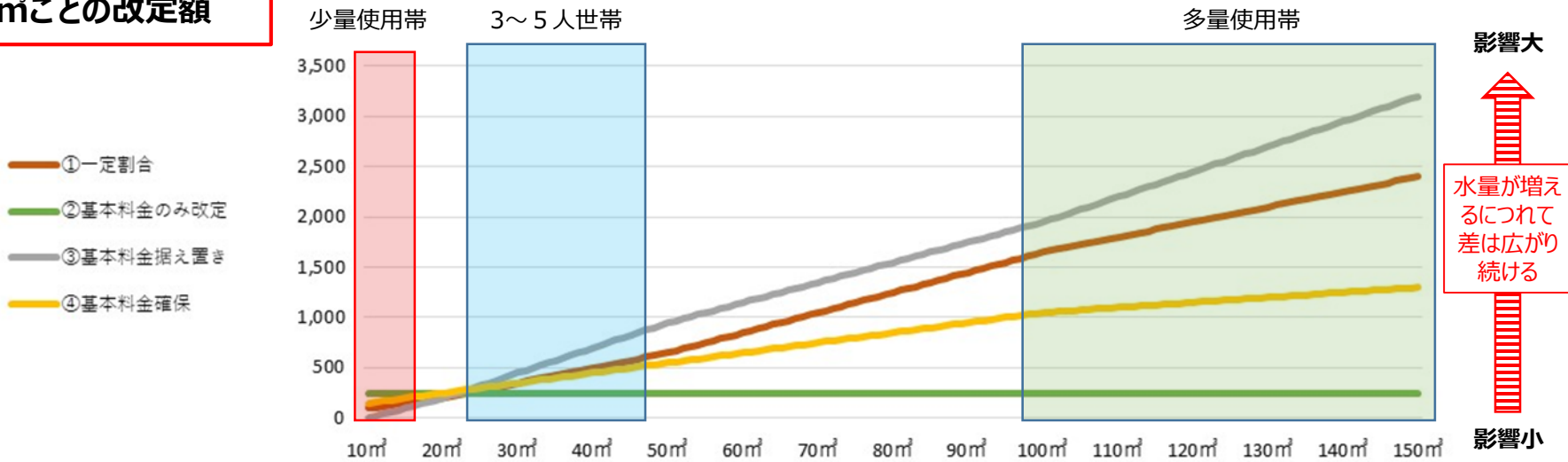
使用 水量	現行 使用料	①一定割合		②基本料金 のみ改定		③基本料金 据え置き		④基本料金確保	
基本 料金	950	1,050	(+100) (10.5%)	1,200	(+250) (26.3%)	950	(+0) (0.0%)	1,100	(+150) (15.8%)
11	1,080	1,190	(+110) (10.2%)	1,330	(+250) (23.1%)	1,100	(+20) (1.9%)	1,240	(+160) (14.8%)
13	1,340	1,470	(+130) (9.7%)	1,590	(+250) (18.7%)	1,400	(+60) (4.5%)	1,520	(+180) (13.4%)
15	1,600	1,750	(+150) (9.4%)	1,850	(+250) (15.6%)	1,700	(+100) (6.3%)	1,800	(+200) (12.5%)
20	2,250	2,450	(+200) (8.9%)	2,500	(+250) (11.1%)	2,450	(+200) (8.9%)	2,500	(+250) (11.1%)
25	3,125	3,400	(+275) (8.8%)	3,375	(+250) (8.0%)	3,450	(+325) (10.4%)	3,425	(+300) (9.6%)
30	4,000	4,350	(+350) (8.8%)	4,250	(+250) (6.3%)	4,450	(+450) (11.3%)	4,350	(+350) (8.8%)
40	5,750	6,250	(+500) (8.7%)	6,000	(+250) (4.3%)	6,450	(+700) (12.2%)	6,200	(+450) (7.8%)
50	7,500	8,150	(+650) (8.7%)	7,750	(+250) (3.3%)	8,450	(+950) (12.7%)	8,050	(+550) (7.3%)
100	17,500	19,150	(+1,650) (9.4%)	17,750	(+250) (1.4%)	19,450	(+1,950) (11.1%)	18,550	(+1,050) (6.0%)
200	39,000	42,150	(+3,150) (8.1%)	39,250	(+250) (0.6%)	43,450	(+4,450) (11.4%)	40,550	(+1,550) (4.0%)
1,000	211,000	226,150	(+15,150) (7.2%)	211,250	(+250) (0.1%)	235,450	(+24,450) (11.6%)	216,550	(+5,550) (2.6%)
10,000	2,146,000	2,296,150	(+150,150) (7.0%)	2,146,250	(+250) (0.0%)	2,395,450	(+249,450) (11.6%)	2,196,550	(+50,550) (2.4%)

赤太字は最高額、黒太字が最低額

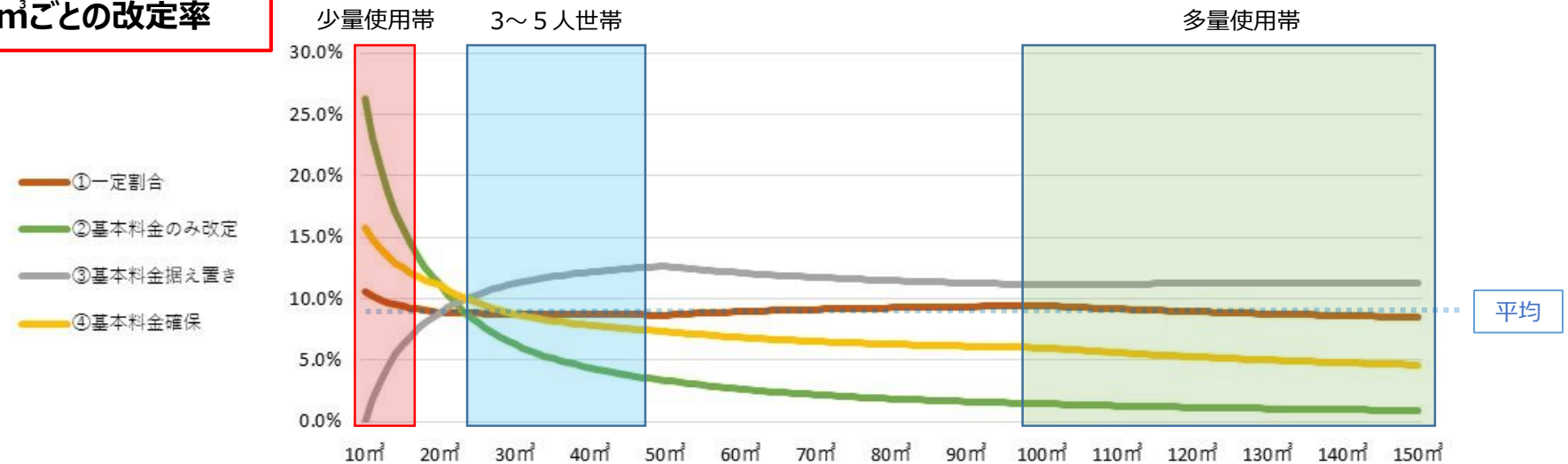
赤枠部分は影響が大きく、黒枠部分は影響が小さい部分

7. m³ごとの改定額及び改定率について

m³ごとの改定額

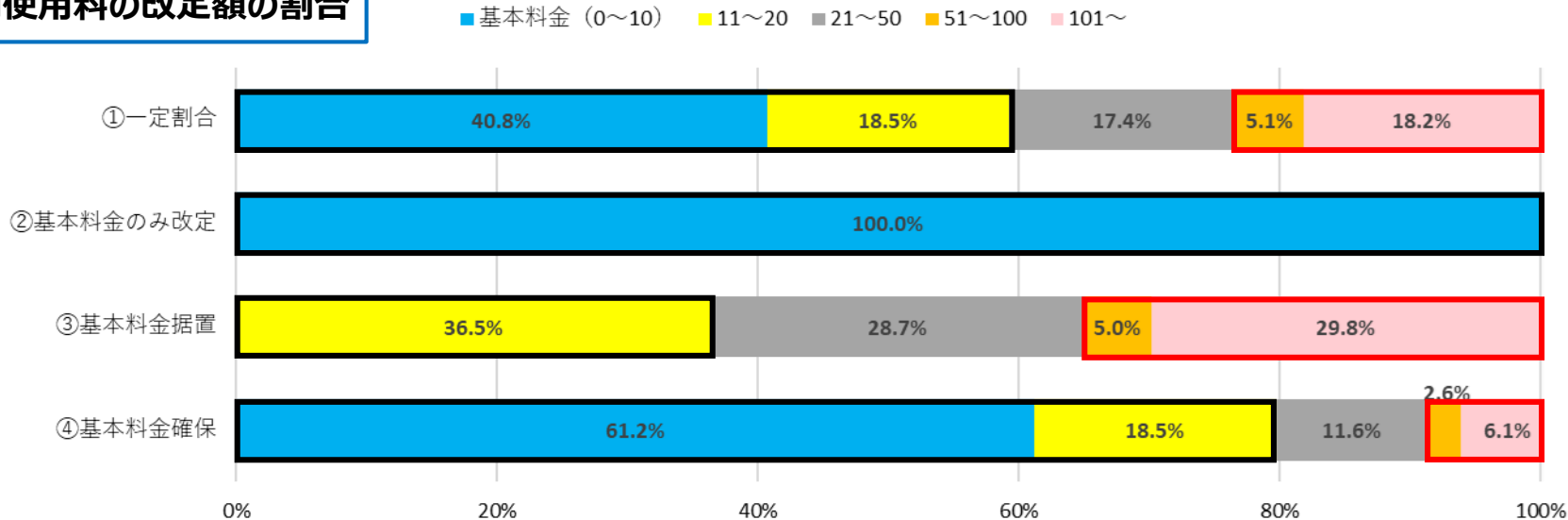


m³ごとの改定率

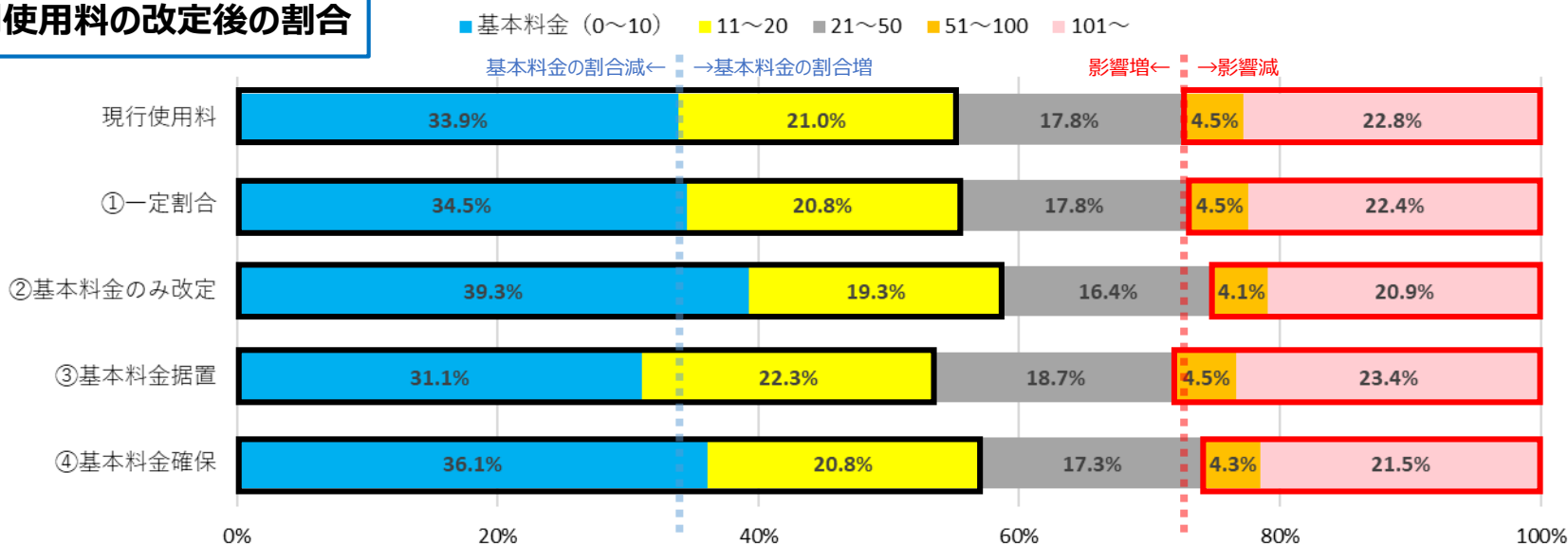


8. 使用水量別の使用料の割合について

水量別使用料の改定額の割合



水量別使用料の改定後の割合



黒枠は0~20m³帯、赤枠は51m³~帯

9. 使用料改定案について（まとめ）

パターン	逓増度	基本料金の割合	少量使用者への影響	3～5人世帯への影響	大口使用減少への影響	評価	改定概要
現行使用料	2.26	33.9%	—	—	—	—	現行使用料体系
① 一定割合	2.19 (緩和)	34.4% (維持)	中	中	大	○	増加分が一定割合で全使用帯に平等な負担割合となっていますが、大口使用の減少による影響が多くなります。
② 基本料金のみ改定	1.79 (緩和)	39.3% (増加)	大	小	無	○	大口使用の減少による影響はありませんが、少量使用者の負担が一番大きくなります。
③ 基本料金据え置き	2.53 (増加)	31.1% (低下)	小	大	大	△	少量使用者への負担は一番少なくなりますが、大口使用の減少による影響が一番多くなります。
④ 基本料金確保	2.00 (緩和)	36.1% (増加)	中	中	小	◎	少量使用者の負担は①より増えますが、大口使用の減少への影響は大幅に緩和されます。

経営面のみ考慮すると「②基本料金のみ改定」が大口使用の減少に対する影響が無く、一番経営が安定する形ではありますが、少量使用者の負担が一番大きくなります。「①一定割合」だと、増加分が一定の割合で、増加割合は平等となりますが、大口使用の減少による影響が大きくなります。「③基本料金据え置き」だと、少量使用者への負担は一番少なくなりますが、大口使用の減少による影響が一番大きくなります。①と②を組み合わせた「④基本料金確保」が、大口使用の減少への影響を緩和しつつ、少量使用者への影響を抑えたバランスが取れた料金表と考えられます。

10. 改定案の料金表について

水量区分 (m ³ /月)	現行使用料		改定案④		改定額	改定率	これまでの改定幅
	基本料金	950円	基本料金	1,100円			
基本水量 (0 ~ 10m ³)	基本料金	950円	基本料金	1,100円	150円	15.8%	50~150円 5.6~39.5%
11 ~ 20m ³	超過料金 (1m ³ あたり)	130円	超過料金 (1m ³ あたり)	140円	10円	7.7%	10~20円 9.5~44.4%
21 ~ 50m ³		175円		185円	10円	5.7%	10~30円 7.4~31.6%
51 ~ 100m ³		200円		210円	10円	5.0%	15~30円 9.7~41.7%
101m ³ ~		215円		220円	5円	2.3%	15~30円 8.6~46.2%
湯屋汚水	1 m ³ あたり	25円	1 m ³ あたり	25円	0円	0.0%	0~5円 0~25.0%

改定案④では、基本料金は950円が1,100円の150円（15.8%）の増加となり、超過料金は130~215円が140~220円（2.3~7.7%）の増加となります。

なお、湯屋汚水については、現在、2件の使用者がいますが、物価統制令に基づく料金が定められている公衆浴場であるため、今回は改定を行いません。

1 1. 県内の使用料の状況について

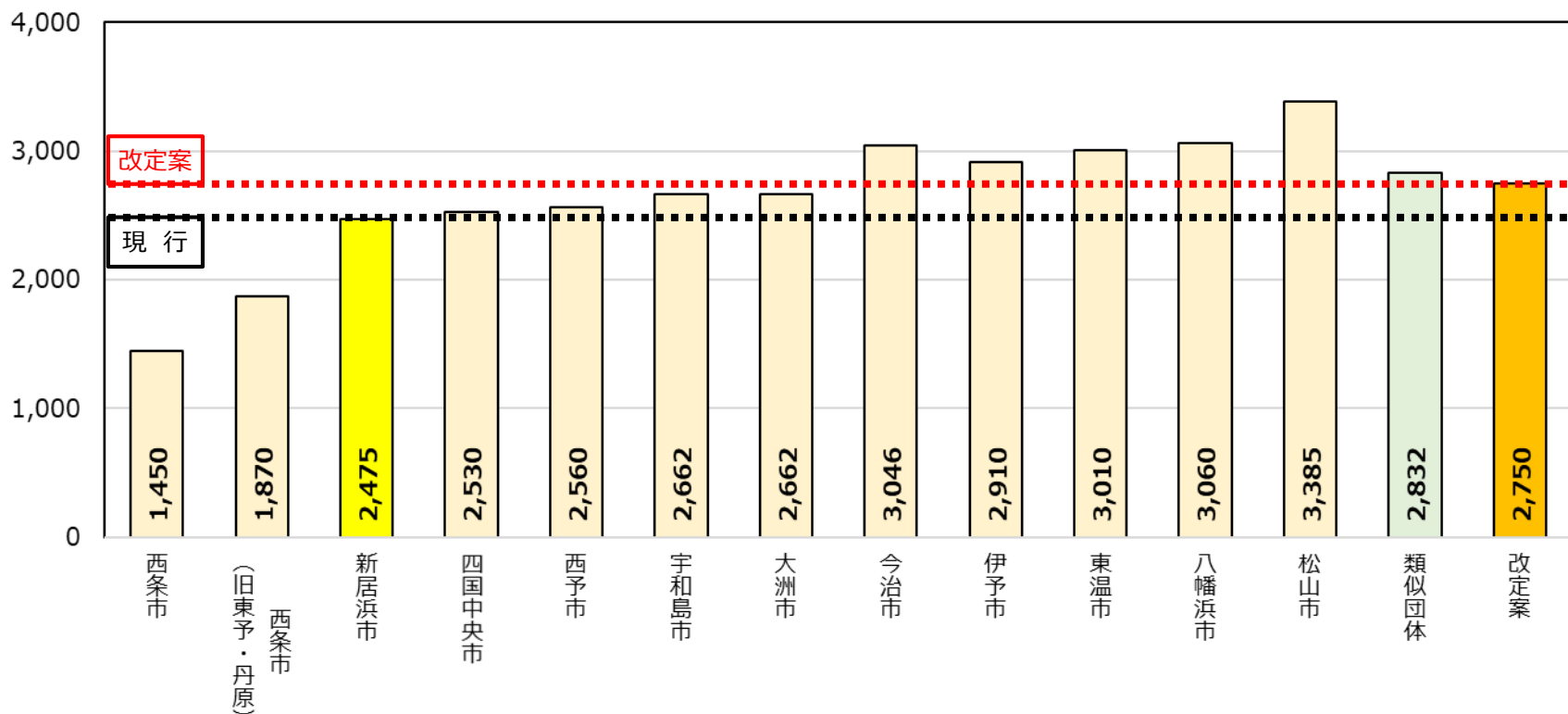
	基本料金 (円)	超過料金 (1m ³ /円)											
		0	5	8	10	20	30	40	50	100	200	250	500
新居浜市	950	0		130	175			200	215				
料金改定案④	1,100	0		140	185			210	220				
西条市	320	0	64	68	73	78	85	91					
西条市 (旧東予市・丹原地区)	800	0		90	100	115	135	155					
四国中央市	972	0		134	153	162	200	210					
今治市	1,142	0		163	199	219	229	241	252				
松山市	987	30		179	200	207	223	227	240	254	269		
宇和島市	800	0		135	145	155	165	175					
八幡浜市	920	0	136	159	176	194	212	224					
大洲市	800	0		135	145	155	165	175			100		
伊予市	(5m ³ まで) 1,000	0			150	180	195	205	215	218			
	(10m ³ まで) 1,150	0											
西予市	650	0		140	150								
東温市	500	75		149	163	175	189	203					

※料金表が税込み額の自治体については、消費税を割り戻した額で算定

着色部分は当市改定案の額より同額以上

1 2. 県内の下水道使用料の状況について（20m³税込み）

月20m³あたりの下水道使用料（税込み）



現行下水道使用料は、20m³あたりの家庭用において税込み2,475円と**県内11市中2番目に安く**、類似団体と比べても安価な状況です。改定案④の場合、税込み275円の増で**県内11市中6番目に安く**、類似団体と比べても安価な状況となります。